

2008
September
Vol.19

建設・環境技術レポート&トピックス

I-NET

Contents

14 12 10 08 06 04 02

生態系の定量的評価手法を用いた河道計画の立案、千葉県一宮川を例として、河口域における希少魚類の保全対策
サンゴ礁の再生に向けた官民一体となった取り組み、石西礁湖自然再生協議会の紹介、河川堤防の質的整備計画、土器川水系土器川、ダム機能向上と機能長期化に向けて
危機管理行動計画について
一般鉛直座標[Generalized Coordinate System]と流体モデル開発

TOPICS

循環式飼育実験施設完成のお知らせ

人と地球の未来のために――



いであ株式会社

Column

カーボン・オフセットとカーボン・フットプリント

発生した二酸化炭素(CO₂)を相殺(オフセット)するサービス「カーボン・オフセット」が地球温暖化対策の大きな柱の一つとして位置付けられています。その現状とカーボン・フットプリントについて簡単に紹介いたします。

わが国の2006年度の温室効果ガス排出量は前年度より1.3%減少しましたが、京都議定書の基準年である1990年度より6%以上増であることは変わらず、6%削減目標に対しては本年度から5年間の約束期間で12%以上の削減が急がれています。政府はこの削減対策として電気事業、森林吸収及び排出権取引で約8割を計画し、残りの2割の削減分は自主的行動や国民運動及び政策牽引で計画していますが、具体性はあまりみえていません。

そのようななか、近年、「カーボン・オフセット」という取り組みが広がってきました。これは、個人や組織が、削減困難部分の温室効果ガス排出量について、クレジット(ほかの場所で実現した排出削減・吸収の証明された量)を購入することにより、排出量の全部または一部を埋め合わせることをいいます。

それはオリンピックや国際会議のような一部の参加者だけでなく、Jリーグのようなイベント、結婚式、旅行、年賀状、宅配便などの市民生活のなかで実施される自主的な取り組みであり、ちょっとした寄付金で「地球環境にやさしい結婚式」などの個人の満足感を得られることが拡大の要因になっています。

環境省では、「カーボン・オフセットに用いられるVER(Verified Emission Reduction)の認証基準に関する検討会」を設置し、2008年3月に第1回検討会を開催しました。このなかで国内森林や海外植林のVER認証基準やVERの信頼性を確保するための仕組み等について検討を進め、さらにカーボン・オフセットフォーラム(<http://www.j-cof.org/>)を2008年4月1日に設立し、4月15日に講演会・会合が開催されました。

基調講演を行った国連環境計画の末吉特別顧問は、「一定要件を満たす民間の自主的・ボランティアなCO₂排出削減事業で発行される排出権(VER)は、数年先には京都議定書クリーン開発メカニズム(CDM)に基づく排出権取

引(CER)と同等の市場になる可能性があり、都会の金を地方で活かすことができ、格差解消にもつながる。」とカーボン・オフセットへの期待を語りました。

こうしたカーボン・オフセットが注目され始めたなか、経済産業省では「カーボン・フットプリント」に着目しています。カーボン・フットプリントとは、製品のライフサイクル(原材料の調達～製造・輸送・使用～廃棄・リサイクルまで)を通して排出されたCO₂量(いわゆる「炭素の足跡」)を製品に表示するもので、商品選択の要素の一つであり、事業者・消費者の相互に温暖化対策とCO₂排出の意識向上を促すことが目的です。

2008年6月17日には、「カーボン・フットプリント制度の実用化・普及推進研究会」(座長・稲葉敦東京大学教授)の初会合が開かれ、制度の基本検討や算定・表示方法のあり方及び表示の信頼性を担保するシステムなどの検討を始めました。12月のエコプロダクツ展では商品サンプルが出品される予定です。

続いて6月19日にはサッポロビールが、2009年から350ml缶生ビール容器の表面に原料栽培から缶容器を廃棄するまで(すなわちライフサイクル)に生じた1缶当たりのCO₂排出量を表示すると発表しました。

こうした国内での基準検討と並行して、わが国は、2008年6月27日にコロンビアで開催されたISOのTC207(技術委員会)において、英国、ドイツとともにISOにカーボン・フットプリントに関する国際規格の作成提案を行っています。

ライフサイクルアセスメントに基づく製品の定量的表示規格である「ISO14025タイプⅢ環境ラベル」として、国内では「エコリーフ認証制度」、国際的にはスウェーデンを中心とした「EPD(製品環境宣言)認証制度」がすでに行われていますが、今後は、この既存認証制度の活用または別の第三者認証制度が自己評価宣言の基準が選択されていくものと考えられます。

